

国家的に重要な研究開発  
「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」（農林水産省）  
の事後評価について

1. 経過及び現状

「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」は、競争的資金制度を活用し、農林水産業・食品産業の現場での技術的課題の解決に向けた実用技術の開発を推進するもので、平成 19 年度に総合科学技術会議において事前評価を実施し、平成 20 年度から平成 27 年度までの計画で開始された。その後、計画の見直しにより、平成 24 年度に終了し、平成 25 年 3 月に農林水産省において事後評価を実施したところである。

一方、「イノベーション創出基礎的研究推進事業」は、世界的規模での食料・環境問題の解決等に資する技術革新の基となる技術シーズの開発等を実施するもので、平成 19 年度に総合科学技術会議において事前評価を実施し、平成 20 年度から平成 27 年度までの計画で開始された。その後、計画の見直しがあり、平成 25 年度に終了予定である。

これらの事業は、「基礎・応用段階の研究」と「実用化段階の研究」を対象とした事業であり、基礎から実用化までを継ぎ目なく実施するものとして、農林水産省において進められてきたものである。

2. 事後評価について

総合科学技術会議が事前評価を実施した研究開発については、「総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」（平成 17 年 10 月 18 日総合科学技術会議決定）において、当該研究開発が終了した翌年度に事後評価を行うこととされていることから、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」は、今年度事後評価を実施する研究開発に該当するが、

- ・ 二つの研究開発案件は、公募型研究資金制度の見直しの中で、基礎研究と実用技術といった形での役割分担を行いつつ、一体的に進めるものとしてスタートしたものである。
- ・ 事前評価に際して、相互に密接に関連し一体性の強い研究開発として、共通の評価検討会を設置し、一体的な評価を行っている。

- ・事後評価の実施に際しては、実質的に一体のものと整理し、一体的な評価を行うことが適切かつ効率的と考えられる。

具体的には、実施による効果については、双方の研究開発分を総括して評価することが適切と考えられる。また、PO間の連携等、マネジメントについても連動するものとされていることから、マネジメントの妥当性等についても、まとめて評価を行うことが適切かつ効率的と考えられる。

このため、総合科学技術会議においては、両事業が終了した後の平成26年度に、これらの事業の事後評価を一体的に実施することとしたい。

(参考)

#### 「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」

- ・研究開発概要  
産学官の研究能力を結集し、幅広い分野のシーズを活用しつつ、機動的な活動が可能である競争的資金制度の特徴を生かして、農林水産・食品分野における生産及びこれに関する流通・加工等の現場の技術的課題の解決や地域の活性化を図るための実用技術の早急な開発を推進。
- ・実施期間 平成20年度～平成24年度（当初予定H20～27年度）
- ・予算額 国費総額 約268億円（当初予定720億円）
- ・実施主体 農林水産省
- ・総合科学技術会議における評価の経緯  
事前評価： 平成19年11月28日（総合科学技術会議決定）  
事前評価のフォローアップ： 平成21年7月2日（評価専門調査会）
- ・農林水産省における事後評価の経緯  
事後評価： 平成25年3月13日（農林水産技術会議評価専門委員会）

#### 「イノベーション創出基礎的研究推進事業」

- ・研究開発概要  
農林水産政策における様々な課題に技術面から対応するため、産学官の研究者の能力を活用しつつ、将来の農業、食品産業等に係る基本的な技術を開発。
- ・実施期間 平成20年度～平成25年度（当初予定H20～27年度）
- ・予算額 国費総額 約311億円（当初予定864億円）
- ・実施主体 （独）農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター
- ・総合科学技術会議における評価の経緯

事前評価： 平成 19 年 11 月 28 日 （総合科学技術会議決定）  
事前評価のフォローアップ： 平成 21 年 7 月 2 日 （評価専門調査会）

- ・ 農林水産省における事後評価の予定  
農林水産省独立行政法人評価委員会において、各事業年度毎に提出される（独）  
農業・食品産業技術総合研究機構の業務実績報告の評価の中で実施。（平成 26 年度  
（平成 26 年 8 月頃）実施予定）